

# 住所変更のてびき

～勝瀬原特定土地区画整理事業による町名地番変更に伴う～

平成22年5月1日実施



今までは 富士見市 大字勝瀬 ○○○○番地○

これからは 富士見市 ふじみ野東 (西)◇丁目 □□番地□



富士見市

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合

## 目 次

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 1. はじめに .....                | 1 |
| 2. 実施後の表示の仕方について .....       | 1 |
| 3. 同封されている書類について .....       | 2 |
| 4. 町名地番変更に伴う住所変更手続きについて..... | 3 |
| ○市が職権で変更するもの                 |   |
| ○法務局が職権で変更するもの               |   |
| ○本人の手続きが必要なもの                |   |
| 5. その他 .....                 | 8 |
| (1) 町会の区域について                |   |
| (2) 通学区域について                 |   |
| (3) ゴミの収集について                |   |
| (4) 住所の表示板の取り付けについて          |   |
| (5) 郵便番号について                 |   |

## 1. はじめに

皆さまがお住まいの地域は、昭和61年から富士見市勝瀬原特定土地区画整理事業によって計画的に市街地整備が行われてきました。

現在は、本事業の完了に向けた最終的な作業に入っておりますが、それに伴い、**平成22年5月1日**に町名地番変更が実施されます。

そこで、この町名地番変更により、住所等がどのように変わるのか、またどのような手続きが必要になるのかを簡単にご案内します。

## 2. 実施後の表示の仕方について

町名地番変更が実施されますと、皆さまの住所や本籍、土地・建物の所在が新しい表し方になります。

### (1) 住所の表示

実施前 富士見市大字勝瀬〇〇〇〇番地〇

実施後 富士見市**ふじみ野東 (西)◇丁目**□□番地□

※マンション等の方書は変更ありません。

### (2) 本籍の表示

実施前 富士見市大字勝瀬〇〇〇〇番地〇

実施後 富士見市**ふじみ野東 (西)◇丁目**□□番地□

### (3) 不動産の表示

#### ①土地

実施前 富士見市大字勝瀬〇〇〇〇番〇

実施後 富士見市**ふじみ野東 (西)◇丁目**□□番□

#### ②建物

実施前 富士見市大字勝瀬〇〇〇〇番地〇

実施後 富士見市**ふじみ野東 (西)◇丁目**□□番地□

### 3. 同封されている書類について

#### (1) 町名地番変更に伴う住所の変更についてのお知らせ

新しい住所をお知らせするもので、世帯主の方にお送りしています。

平成22年5月1日からは、このお知らせで示した「変更後の住所の表示」が新しい住所となります。

#### (2) 通信用はがき

住所が変わったことをご親戚やご友人にお知らせするために郵便事業株式会社三芳支店から提供された無料はがきです。はがきに新たな住所などをご記入後、同封の回収用封筒に入れて最寄りの郵便局かポストへお出しください。

配布枚数は1世帯あたり50枚です。

※ 配布枚数以上必要とされる方は郵便事業株式会社三芳支店にご相談ください。

相談窓口…郵便事業株式会社三芳支店

TEL 049-258-4401

#### ※住所変更証明書について

「4. 町名地番変更に伴う住所変更手続きについて」の「○本人の手続きが必要なもの」の表中の「提出書類」欄で示した「住所変更証明書」は、平成22年5月6日以降に市役所市民課及び各出張所（個人の住所）又は市役所税務課（法人等の住所）で無料で発行します。

なお、本証明書交付申請の際は、本人確認ができるもの（運転免許証やパスポート、健康保険証など）をご持参ください。代理人などが申請する場合は、お手数ですが、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

<個人の住所変更証明書>

富士見市役所 市民課

TEL 049(251)2711 内線304~307

<法人等の住所変更証明書>

富士見市役所 税務課

TEL 049(251)2711 内線356

## 4. 町名地番変更に伴う住所変更手続きについて

町名地番変更が行われますと、様々なものの住所変更の手続きが必要となりますが、市役所や法務局が変更するものと皆さまご自身で手続きしていただくものがあります。手続きが必要となる主なものについて、下記に掲載させていただきます。

### ○市が職権で変更するもの

| 項 目   | 担当課が行う事務       | 担当課（連絡先）                                    |
|---|----------------|---|
| 住民基本台帳、印鑑登録原票、外国人登録原票、戸籍簿、戸籍の附票                       | 市役所で住所及び本籍地を変更 | 市民課 内線 304～309<br>049(252)7109～7111(ﾀﾞｲﾚｸﾄ) |
| 原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーの標識交付証明書                          | 市役所で住所及び定置場を変更 | 税務課諸税係 内線 348<br>049(252)7115(ﾀﾞｲﾚｸﾄ)       |
| 後期高齢者医療特定疾病療養受療証                                      | 市役所で変更         | 保険年金課老人医療係 内線 321                           |
| 国民年金被保険者の住所変更<br>国民年金・厚生年金受給者の住所変更<br>(川越年金事務所にリスト提出) | 市役所で変更         | 保険年金課年金係 内線 318                             |
| 図書館利用登録者データ   | 図書館で変更         | 生涯学習課 内線 634<br>中央図書館 049(252)5825          |

### ○法務局が職権で変更するもの

| 公 簿 名          | 変更する欄  |
|----------------|--|
| 土地登記簿<br>建物登記簿 | 不動産の所在<br>※町名地番整理によって町名地番が変わったときは、法務局において新しい町名地番に変更されます。ただし、登記名義人（所有者等）などの区域内の住所については、申請があるまで変わりません。（「○本人の手続きが必要なもの」の表の（注）を参照） |

○本人の手続きが必要なもの

| (こういうことは)<br>事項                           | (だれが)<br>該当者                          | (どこへ)<br>手続き先   | (いつまでに)<br>手続きの期間   | (なにをもって)<br>提出書類                                   | 摘 要   |
|---|---------------------------------------|---|---|--|---|
| 国民健康保険<br>被保険者証<br>の住所変更                  | 左記の被保険<br>者証をお持ち<br>の方                | 市役所<br>保険年金課<br>健康保険係<br>TEL 049<br>(251)2711<br>(内)312～<br>314 | 実施日以降、一<br>斉更新時に新住<br>所が記載された<br>ものを郵送しま<br>す。それまでは<br>現在のものをお<br>使いくください。<br>(新住所記載の被<br>保険者証が届き<br>ましたら、古い<br>被保険者証は市<br>役所又は各出張<br>所へ返却してく<br>ださい) | 被保険者証<br>※代理手続きの場<br>合は、手続きされ<br>る方の本人確認が<br>できるもの | 一斉更新前<br>に新住所が<br>記載された<br>ものが必要<br>な方は、左<br>欄の手続が<br>必要です。 |
| 国民健康保険高齢受<br>給者証の住所変更                     | 左記の受給者証<br>をお持ちの方                     |   |   | 高齢受給者証   |   |
| 国民健康保険限度額<br>適用認定証の住所変更                   | 左記の限度額<br>適用認定証を<br>お持ちの方             |   |   | 限度額適用認定証   |   |
| 国民健康保険限度額<br>適用・標準<br>負担額減額認定<br>証の住所変更   | 左記の限度額<br>適用・標準負担<br>額減額認定証<br>をお持ちの方 |   |   | 限度額適用・<br>標準負担額減額<br>認定証                           |   |
| 国民健康保険被<br>保険者資格証明<br>書の住所変更              | 左記の被保険<br>者資格証明書<br>をお持ちの方            |   |   | 被保険者資格<br>証明書                                      |   |
| 後期高齢者医療被<br>保険者証の住所変更                     | 左記の被保険者<br>証をお持ちの方                    | 市役所<br>保険年金課  |   | 被保険者証  |   |
| 後期高齢者医療<br>限度額適用・標<br>準負担額減額認<br>定証の住所変更  | 左記の限度額適<br>用・標準負担額<br>減額認定証をお<br>持ちの方 | 老人医療係<br>TEL 049(251)2711<br>(内)311・321                         |   | 限度額適用・<br>標準負担額減額<br>認定証                           |   |
| 厚生年金被保険<br>者の住所変更届<br>(国民年金以外の<br>被保険者含む) | 厚生年金被保<br>険者等                         | 厚生年金被保険<br>者等が雇用され<br>ている企業等                                    | 実施日以降<br>すみやかに  | 厚生年金保険被<br>保険者住所変更<br>届等                           | 各企業等に直<br>接お問い合わせ<br>ください。                                  |
| 厚生年金・国民年<br>金以外の年金受給<br>者の住所変更届           | 厚生年金・国<br>民年金以外の<br>年金受給者             | 受給年金の保険者  |   | 厚生年金・国民年<br>金以外の年金受給<br>者の住所変更届                    | 各保険者に直<br>接お問い合わせ<br>ください。                                  |
| 介護保険被保険<br>者証の住所変更                        | 左記の被保険<br>者証をお持ち<br>の方                | 市役所<br>高齢者福祉課<br>介護保険係<br>TEL 049(251)2711<br>(内)394            | 実施日以降、7月に新<br>住所が記載されたもの<br>を郵送します。それま<br>では現在のものをお使<br>いくください。<br>(新住所記載の被保険<br>者証が届きましたら、<br>古い被保険者証は市役<br>所又は各出張所へ返却<br>してください)                    | 被保険者証  | 7月前に新住<br>所が記載され<br>たものが必要<br>な方は、左欄<br>の手続が必要<br>です。       |

| (こういうことは)<br>事項                            | (だれが)<br>該当者          | (どこへ)<br>手続先                                 | (いつまでに)<br>手続の期間  | (なにをもって)<br>提出書類  | 摘 要   |
|--|-----------------------|--|---|-------------------|---|
| ひとり親家庭等<br>医療費受給者証<br>の住所変更                | 左記の受給者<br>証をお持ちの<br>方 | 市役所<br>子育て支援課<br>TEL 049(251)2711<br>(内)342  | 実施日以降、6月<br>のひとり親家庭等<br>医療費受給者証更<br>新時、8月の児童<br>扶養手当現況届以<br>後に、それぞれ新<br>住所が記載された<br>ものを郵送します。<br>それまでは現在の<br>ものをお使いくだ<br>さい。<br>(新住所記載の受<br>給者証が届きまし<br>たら、古い受給者<br>証は市役所又は各<br>出張所へ返却して<br>ください) | ①受給者証<br>②印鑑      | 6月の更新前<br>に新住所が<br>記載された<br>ものが必要<br>な方は、左<br>欄の手続が<br>必要です。  |
| 児童扶養手当<br>証書住所変更                           | 左記の証書を<br>お持ちの方       | 市役所<br>子育て支援課<br>TEL 049(251)2711<br>(内)340  | 引き続き使用する<br>ことが可能   | ①証書<br>②印鑑        | 8月の現況届<br>前に新住所<br>が記載され<br>たものが必<br>要な方は、<br>左欄の手続<br>が必要です。 |
| こども医療受<br>給資格証の<br>住所変更                    | 左記の資格証<br>をお持ちの方      | 市役所<br>子育て支援課<br>TEL 049(251)2711<br>(内)343  | 引き続き使用する<br>ことが可能   | 資格証               | 住所変更を希<br>望する方は、<br>左欄の手続が<br>必要です。                           |
| 身体障害者手帳、<br>療育手帳及び精神<br>障害者保健福祉手<br>帳の住所変更 | 左記の手帳を<br>お持ちの方       | 市役所<br>障害福祉課<br>TEL 049(252)7101<br>(ダイヤルイン) | 引き続き使用する<br>ことが可能   | ①手帳<br>②印鑑        | 住所変更を<br>希望する方<br>は、左欄の<br>手続が必要<br>です。                       |
| 重度心身障害者医療費<br>受給者証の住所変更                    | 左記の受給者証<br>をお持ちの方     |  |   | ①受給者証<br>②印鑑      |   |
| 自立支援医療(精<br>神通院)受給者証<br>の住所変更              |                       |  |   |                   |   |
| 特別児童扶養手当<br>証書の住所変更                        | 左記の証書を<br>お持ちの方       |  |   | ①証書<br>②印鑑        |   |
| 写真つき住民基本台<br>帳カードの住所変更                     | 左記のカード<br>をお持ちの方      | 市役所<br>市民課<br>TEL 049(251)2711<br>(内)304～307 | 実施日以降<br>すみやかに  | 写真つき住民基本<br>台帳カード |   |
| 外国人登録証明書の<br>住所変更届                         | 左記の証明書<br>をお持ちの方      |  |   | 外国人登録証明書          |   |

| (こういうことは)<br>事 項                        | (だれが)<br>該当者              | (どこへ)<br>手続先  | (いつまでに)<br>手続の期間                 | (なにをもって)<br>提出書類  | 摘 要  |
|---|---------------------------|---|----------------------------------|---|--|
| 自動車運転免許の住所の変更届                          | 運転免許証をお持ちの方               | 県内各警察署<br>(鴻巣警察署を除く)又は運転免許センター  | 実施日以降<br>すみやかに                   | ◆住所変更の場合<br>①運転免許証<br>②住所変更証明書<br>◆本籍変更の場合<br>①運転免許証<br>②本籍の変更を証する証明書 |  |
| 普通自動車の自動車検査証の住所変更                       | 所有者又は使用者                  | 所沢自動車検査登録事務所<br>TEL 050(5540)2029   | なるべくお早めに                         | ①検査証<br>②印鑑<br>③住所変更証明書<br>④申請書(手続先で購入可能)(※)                          | ※手続きには、変更申請書代として25円が必要となります。                           |
| 二輪の小型自動車(250cc超のバイク)の自動車検査証の住所変更        |                           |   |                                  |   |  |
| 軽二輪車(125cc超 250cc以下のバイク)の軽自動車届出済証の住所変更  | 所有者又は使用者                  | 所沢自動車検査登録事務所<br>TEL 050(5540)2029   | なるべくお早めに                         | ①届出済証<br>②印鑑<br>③住所変更証明書<br>④申請書(手続先で購入可能)(※)                         | ※手続きには、変更申請書代として40円が必要となります。                           |
| 軽自動車の軽自動車検査証の住所変更                       | 所有者と使用者                   | 軽自動車検査協会<br>埼玉事務所<br>所沢支所<br>TEL 049(258)8011   | なるべくお早めに                         | ①検査証<br>②印鑑<br>③住所変更証明書<br>④申請書(手続先で購入可能)(※)                          | ※手続きには、変更申請書代として35円が必要となります。                           |
| 土地・建物等不動産の名義人住所変更登記(注)                  | 変更区域内に住所を有する方             | さいたま地方法務局志木出張所<br>TEL 048(476)1230<br>※地区内に住所を有し、所有する不動産又は会社等が他の管轄の法務局の場合には、該当法務局になります。 | 期限はありませんが、換地処分に伴う登記閉鎖の解除後お早めに    | ①登記申請書<br>②住所変更証明書(登記原因証明情報)<br>③印鑑                                   | ※住所変更証明書の提出により登録免許税は免除になります。<br>上記証明書の提出がない場合は有料になります。 |
| 登記簿上の抵当権、地上権、賃借権、仮登記など権利者の住所変更登記(注)     | 左記について権利者として変更区域内に住所を有する方 |   |                                  |   |  |
| 商業・法人登記簿の本店・支店及び代表者等の住所変更               | 会社・法人の代表者等が変更区域内に住所を有する方  |   | ①本店所在地変更後2週間以内<br>②支店所在地変更後3週間以内 | ①登記申請書<br>②会社・法人の代表者印<br>③住所変更証明書                                     |  |
| 風俗営業許可証、深夜酒類提供店、古物営業許可証、質屋営業許可証の記載事項変更届 | 左記の許可証をお持ちの方と届出をしてある事業所   | 東入間警察署<br>生活安全課<br>TEL 049(269)0110   | 実施日以降<br>すみやかに                   | ①営業許可証<br>②住所変更証明書<br>③印鑑   |  |

| (こういうことは)<br>事 項   | (だれが)<br>該 当 者   | (どこへ)<br>手 続 先  | (いつまでに)<br>手 続 の 期 間  | (なにをもって)<br>提 出 書 類 | 摘 要                |
|--|------------------|---|-----------------------|---------------------|--------------------|
| 労働保険の所在地等変更届   | 事業者              | 川越労働基準監督署<br>TEL 049(242)0891<br>または<br>川越公共職業安定所<br>TEL 049(242)0197 | 変更を生じた日の翌日から起算して10日以内 | ①住所変更証明書<br>②印鑑     |                    |
| 労働保険の所在地等変更届   | 個人事業主            | 川越公共職業安定所<br>TEL 049(242)0197   |                       |                     |                    |
| 労災年金(傷害・障害・遺族)の住所変更届   | 労災年金受給者の方        | 労災年金の支給決定を受けた労働基準監督署  | 実施日以降すみやかに            | ①住所変更証明書<br>②印鑑     | 各監督署に直接お問い合わせください。 |
| 特定疾患医療給付制度の住所変更  | 医療受給者証の交付を受けている方 | 朝霞保健所<br>TEL 048(461)0468   | 変更後15日以内              | 住所変更証明書             |                    |
| 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度の住所変更   |                  |   |                       |                     |                    |
| 小児慢性特定疾患医療給付制度の住所変更  |                  |   |                       |                     |                    |
| 肝炎インターフェロン治療医療費助成(肝炎治療特別促進事業)の住所変更   |                  |   | 実施日以降すみやかに            |                     |                    |
| 被爆者健康手帳等の住所変更  | 手帳等の交付を受けている方    |   |                       |                     |                    |
| <b>その他の手続き</b><br>○各種免許、許可、認可等の住所変更については、法律、条令等に定められた手続きをしてください。<br>○その他、銀行、保険、株式、勤務先、学校、団体など個人的なもので、住所変更を必要とするものについては、お手数でも皆さままで手続きされるようお願いいたします。 |                  |   |                       |                     |                    |

※住所変更手続きにあたってのご注意

- ◆ 各種の住所変更等の手続きは、平成22年5月1日以降にお願いいたします。
- ◆ 各種の住所変更等の手続きに関して、ご不明な点等ございましたら、手続き先に詳細をご確認ください。

◇住所変更手続きについての主な問い合わせ先一覧◇

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| さいたま地方法務局志木出張所    | 048(476)1230  |
| 所沢自動車検査登録事務所      | 050(5540)2029 |
| 軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所 | 049(258)8011  |
| 川越労働基準監督署         | 049(242)0891  |
| 川越公共職業安定所         | 049(242)0197  |
| 東入間警察署            | 049(269)0110  |
| 朝霞保健所             | 048(461)0468  |

|              |              |
|--------------|--------------|
| 川越年金事務所      | 049(242)2657 |
| 郵便事業株式会社三芳支店 | 049(258)4401 |
| 川越県税事務所      | 049(242)1801 |
| 川越税務署        | 049(235)9411 |
| 川越県土整備事務所    | 049(243)2020 |
| 東京電力(株)志木支社  | 048(638)5016 |
| 埼玉県庁         | 048(824)2111 |

## 5. その他

(1) 町会の区域について

町名地番変更によって町会区域が変わることはありません。

(2) 通学区域について

町名地番変更によって通学区域が変わることはありません。

(3) ゴミの収集について

ゴミの収集日・集積場所は変わりません。

(4) 住所の表示板の取り付けについて

町名地番変更に伴い、現在地の確認や訪れる方が混乱しないように、住所の表示板の取り付けを電柱やフェンス等に行いますので、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

(5) 郵便番号について

新しい郵便番号は次のとおりです。

ふじみ野東1丁目～4丁目 : 354-0036

ふじみ野西1丁目～4丁目 : 354-0035

※上記の郵便番号は平成22年5月1日より使用可能となります。

### お問い合わせ先

○住所変更に関すること

富士見市役所 各担当課まで

049(251)2711 (代表)

○区画整理に関すること

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合

049(264)5882

# 新町名地番街区案内図

